

## 第5章 方法書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第七条に基づき、環境影響評価方法書を平成17年7月11日から平成17年8月10日まで縦覧に供し、平成17年7月11日から平成17年8月24日に同法第八条第1項に基づき提出された意見書は381通であった。

以下に、同法第九条の規定による意見の概要を示すとともに、それに対する都市計画決定権者の見解を示す。

### 1. 環境影響評価全般に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
(1) 環境への影響について詳細な予測・検討が必要である。	第8章において、環境への影響について調査・予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討しました。（「第8章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の結果」参照）
(2) 方法書に記載される「実行可能な範囲内において」という表現は不明確で理解しにくい。	科学的知見、経済性、施工性等を総合的に踏まえ、事業者が実行できる環境保全措置を示しています。（「第8章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の結果」参照）
(3) 環境基準を満たすからといって問題がないということにはならないのではないか。	環境影響評価の手続きは、公共の福祉に貢献することを目的として定められた基準との整合を図るとともに、科学的知見、経済性、施工性等を総合的に踏まえ、事業者が実行できる環境への影響をできる限り低減する措置について検討するものです。
(4) 建設中の他の道路より加重される負荷について調査が欠落している。	第8章において、環境への影響について予測・評価を行いましたが、将来整備される道路も含め周辺の道路を考慮して予測・評価を実施しました。（「第8章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の結果」参照）
(5) 環境影響評価について、各項目の単一の評価だけでなく各項目を関連付けてまとめるべきである。	第8章において、環境影響についての予測・評価及び環境保全措置の検討を行いましたが、各項目の予測・評価にあたっては、他の項目との関連についても配慮しました。（「第8章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の結果」参照）

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
(6) トンネル工事で掘削される土砂の量や工事用車輛の台数・運行ルートが示されていない。	<p>現時点の事業計画に基いて工事計画を検討し、環境影響評価の予測対象とする土砂の量や工事用車輛の台数・運行ルートを設定しました。第8章第13節に掘削される土砂の量を記載しています。（「第8章 第13節 廃棄物等」参照）</p> <p>第8章第1節、第2節、第3節に想定される路線を記載しています。（「第8章 第1節 大気質、第2節 騒音、第3節 振動」参照）</p>
(7) 交通予測は愛宕町下条線や南アルプス道路が開通してから行うべきである。	<p>計画路線の交通量は、最新の知見に基づき、将来の愛宕町下条線や南アルプス道路の交通量を踏まえて推計しました。（「第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容」参照）</p>
(8) 人にも自然にもやさしい街づくりが必要である。	<p>計画路線は、人や自然にやさしい道づくりを進めるため、自然環境、史跡・遺跡の保護、景観等の観点から、専門家の意見等も踏まえ、既成市街地の外縁を通るルートにより、トンネル区間を多く採用するなど、道路の構造や位置に配慮しています。（「第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容」参照）</p> <p>さらに、第8章において、環境への影響について調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討しました。（「第8章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の結果」参照）</p>
(9) 地球温暖化が進むことが心配である。地球温暖化に与える影響を把握するために、二酸化炭素の調査・予測を説明すべきである。	<p>二酸化炭素は計画路線だけでなく、周辺道路も含めて評価すべき物質であり、環境影響評価における単独の道路事業の評価には馴染まないと考えられることから、予測・評価の対象としておりません。</p>

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
(10) 団地や福祉施設、自然公園、鳥獣保護地域、保安林等がある地域に大型道路を建設することに問題はないのか。	計画路線は、自然環境、史跡・遺跡の保護、景観等の観点から、専門家の意見等も踏まえ、トンネル区間を多く採用するなど、道路の構造や位置に配慮しています。（「第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容」参照） さらに、第8章において、環境への影響について調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討しました。（「第8章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の結果」参照）

## 2. 大気質に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
(1) 大気汚染について「特異な地形は存在しない」とあるが、事実と異なると思う。	現地調査の結果、計画地周辺では、大気質や気象に影響する特異な地形は存在しないと考えています。
(2) トンネル坑口における大気汚染の影響が心配である。 排気ガスによる大気汚染が心配である。	第8章第1節において、トンネル坑口からの影響を加味した大気質の予測・評価を行いました。その結果、環境基準等を満足することを確認しました。（「第8章 第1節 大気質」参照）
(3) 予測で「プルーム式とパフ式」を用いることあるが、これは平坦地で適用するものではないのか。模型実験を行うべきではないか。	大気拡散式（プルーム式とパフ式）は、道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第10号）に示される一般的な予測手法であり、当該事業にも適用可能なものと考えています。
(4) NOxやSPMの具体的な測定方法を記すべきである。	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に規定される方法から採用しています。具体的な測定方法については、第8章に記載しています。（「第8章 第1節 大気質」参照）
(5) 四季を通じての大気予測が必要ではないか。	大気質の予測は、四季を通じた気象データで行いました。（「第8章 第1節 大気質」参照）

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
(6) トンネル内における換気方法について教えてほしい。	トンネル内の換気方法については、「道路トンネル技術基準（換気編）・同解説」（平成20年10月）に基づき、自然換気方式を採用することとしました。（「第8章 第1節 大気質」参照）
(7) 冬季には接地逆転層ができ、汚染された空気が山の方に溜まり、それが市内に流れ込むので、大気汚染が深刻である。	第8章第1節において、大気質について、年間を通じた気象条件等を加味した方法により、予測・評価を行いました。（「第8章 第1節 大気質」参照） なお、逆転層については現地調査を行い一般的な状況であることを確認しました。（「資料編 2. 知事意見」参照）

### 3. 騒音・振動に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
(1) 騒音について「特異な地形は存在しない」とあるが、事実と異なると思う。	現地調査の結果、計画地周辺では、騒音に影響する特異な地形は存在しないと考えております。
(2) 建設機械の稼動に関して、騒音の測定高さは1.5mが望ましいのではないか。	建設機械の稼動に係る騒音の調査は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省建設省告示第1号）に規定する騒音の測定方法（原則地上1.2mで測定）により行いました。（「第8章 第2節 騒音」参照）
(3) 橋梁部における騒音・振動の特殊性を考慮すべきである。	今回の騒音・振動の予測手法は、道路事業の一般的な環境影響評価で用いられているものであり、計画路線の橋梁部においても適用可能なものと考えています。
(4) 工事中でも音などで影響を受ける。	第8章第2節において、建設機械の稼働に係る騒音及び工事用車両の運行に係る騒音への影響について予測・評価を行い、環境保全措置を検討しました。（「第8章 第2節 騒音」参照）

#### 4. 地下水に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
(1) 方法書に地下水脈の調査方法が示されていない。	第8章第5節において、地下水の状況、帶水層の地質・水理の状況、温泉の状況についてボーリング調査、文献調査等を行いました。「第8章 第5節 地下水の水位」参照)
(2) トンネルの掘削により井戸水や千代田湖の水が枯れるのではないか。	第8章第5節において、地下水の水位への影響について予測・評価を行った結果、工事の実施により地下水の水位に変化はほとんど生じない、または、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映させる方法により工事を施工することで影響を低減することができるため、トンネル掘削により井戸水や千代田湖の水が涸れることはないと考えています。(「第8章 第5節 地下水の水位」参照)
(3) 地下水の挙動に対する科学的データが不十分であり、ボーリングが必要ではないか。	第8章第5節において、地下水の状況、帶水層の地質・水理の状況、温泉の状況についてボーリング調査、文献調査等を行いました。「第8章 第5節 地下水の水位」参照)
(4) 甲府市の水源、取水口や主要河川の下にトンネルが掘削されるが、影響はないか。	第8章第5節において、地下水の水位への影響について予測・評価を行った結果、工事の実施により地下水の水位に変化はほとんど生じない、または、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映させる方法により工事を施工することで影響を低減することができるため、甲府市の水源や河川への影響はないと考えています。(「第8章 第5節 地下水の水位」参照)

#### 5. 動物・植物・生態系に関するこ

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
(1) オオタカの生息地、餌場への影響があるのではないか。営巣地と行動圏を複合的に検討すべきである。	第8章第8節において、営巣地と行動圏について記載されている「猛禽類保護の進め方(環境省)」に基づく調査を行い、予測・評価で営巣地と行動圏について検討しました。(「第8章 第8節 動物」参照)
(2) 里山や棚田など、甲府市北部の貴重な自然環境を大規模に破壊する。	第8章第8節、第9節、第10節において、自然環境への影響について、予測・評価を行い、環境保全措置を検討しました。(「第8章 第8節 動物、第9節 植物、第10節 生態系」参照)

## 6. 景観に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
(1) 甲府市唯一の棚田の自然環境・景観について示されていない。自然景観が失われる。	第8章第11節において、現況の調査と景観への影響について予測・評価を行い、周辺の景観との調和に配慮しました。（「第8章 第11節 景観」参照）
(2) 方法書の中に歴史的景観という言葉がない。 歴史的景観が失われる。	第7章に歴史的景観に対する配慮事項を記載しています。（「第7章 第2節 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由」参照） また、史跡・遺跡調査委員会において、中世武田城下町遺跡など歴史的価値の高い史跡・遺跡の状況を把握し、保全方針をまとめています。この方針を踏まえ、沿道の重要な史跡・遺跡に極力影響を及ぼさず、歴史的景観を保全するため、道路の構造や位置に配慮した計画としています。 さらに、第8章第11節において、現況の調査と景観への影響について予測・評価を行い、周辺の景観との調和に配慮しました。（「第8章 第11節 景観」参照）
(3) 敷島総合公園周辺の景観が損なわれる。	自然環境、景観への配慮として、公園周辺は主にトンネル構造を採用していますが、第8章第11節において、景観への影響について予測・評価を行い、周辺の景観との調和に配慮しました。（「第8章 第11節 景観」参照）
(4) 景観は気候・地形・水・動物群集等からなる複合的なものとしてとらえるべきではないのか。	環境影響評価における景観は、「人と自然との触れ合いが保たれること」の確保を目的としており、地形や水等自然的環境と一体をなすものとして予測・評価を実施しました。（「第8章 第11節 景観」参照）

## 7. 廃棄物等に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
(1) トンネル残土の処理方法が示されていない。残土処理により自然が破壊されるのではないか。	第8章第13節において、トンネル残土を含めた建設副産物の発生の規模を予測しました。また、実行可能な再利用の方策についても検討しました。（「第8章 第13節 廃棄物等」参照）